

6月1日以降の日本入国時提出書類について

2022年6月2日

- 1 6月1日からの新たな水際対策措置により、ブラジルは国・地域ごとの区分分けの「青」指定となりました。これに伴い、日本入国時には「ブラジル出国前72時間以内に実施されたPCR検査陰性証明書」及び「質問票」の提出が求められます。なお、アプリ「MySOS」による入国後の健康居所確認や紙による誓約書の提出は求められません。
- 2 質問票はWeb又はMySOSアプリを利用して事前に登録することができます。なお、MySOSを利用した場合はアプリの設計上誓約書も提出せざるを得ませんが、入国後にアプリを削除していただいても差し支えありません。
- 3 また、必要な手続きを事前に行うことが可能なファストトラックの利用はMySOSアプリを使用しますが、質問票の登録と同様の取り扱いとなります。
- 4 誓約書の誓約事項を実施するために、これまで求めてきた13歳以上の方のスマートフォンの携行ですが、6月1日以降は求められません。

(問い合わせ先)

在クリチバ日本国総領事館

－電話：41-3322-4919

－e-mail：setorconsular@c1.mofa.go.jp